憲法　令６－１２　肢ア

第１．肢の結論

正しい

第２．摂政を置くのに天皇の同意が必要か。

１．問題の所在

摂政は，天皇の名で国事に関する行為を行う（５条)。摂政を置く際に，天皇の同意が必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

天皇の同意は，不要である（皇室典範１６条参照)。よって肢は正しい。

（２）理由

確かに，摂政が置かれると，法定代理機関として，天皇の名で国事行為が置かれる。その結果，天皇の権能（４条１項）が摂政によって，一部制約されてしまうようにも思える。

そのため，天皇を保護するために，天皇の同意が必要とも思える。

しかし，不都合である。天皇の意思を尊重すると，政治的要素も含む意思決定の一端を天皇に与えてしまう恐れがある。

すなわち，国事行為には，性質上政治的要素も含むものがある（７条３号)。終局的には，内閣の助言と承認により天皇は政治的責任を負わないこととなる（３条)。

天皇に意思決定を渡すことは，政治的な関与を認めることとなり，問題である。

したがって，同意なくして摂政の設置を認める必要がある。

天皇の地位は，あくまでも，国民の総意に基づいておかれた象徴的地位であり，公的なものである（１条)。

国事行為の実施する役割も，国民の総意に基づくものであり，天皇個人の意思で得られたものではない。したがって，摂政が必要か否かの判断は，国民主権の原理のもと，民主的な基盤がある政治部門の判断で行うべきである。よって，天皇の同意は不要と解するのが相当である。

以上